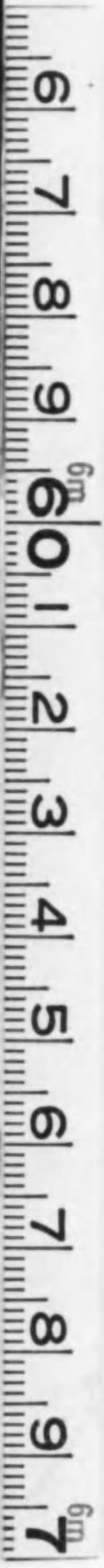


若州良民傳一

特261

31



始



#261
#731

召州良民傳序

大賢之言曰善政不如善教之得民也
 善政民畏之善教民愛之善政得民則
 善教得民心信哉言也苟能得民心則
 所謂可使制械以擣秦楚之堅甲利兵
 亦不外于此因謂自一邑之小
 天下之大為民之父母者能存心
 保如傷之實則於君民一體之道
 遠求乎但其治而教之序自不可



亂而已本州古昔有孝子丹生弘吉者
國史載之而中世以來天下兵革相踵
風化或不及於海隅是以如彼者寥々
乎復無聞也我祖侯封國之後亦豈
謂無好人乎雖然載籍不傳而無考證
可據其亦遺憾也頃令僚屬鹽子著選
封內有懿行者自正德年間至今茲安
水庚子上下僅六十餘年而得其人不
亦少也編既成矣相議名曰若州良民

傳錄中有江與越之人者係我封內之
地也蓋此編也非曰求譽於大方唯欲
與諸卷中所載之邑之人之子之孫者
以稱其美使為之榮其斯已矣幸而後
之觀之者感發興起相勸戒以至久則
達之四境也不可不知焉而移風易俗亦
其庶幾乎乎所謂善教之大舍之又何
為乎嗚呼民性秉彝之實雖固不可誣
然以窮鄉僻邑之行而接踵於當世者

亦不弊，邦之一大美事哉。因相謀，上梓
余素非知道者，而好懿德之，得天者不
能自已，是以乎記其梗槩，冠之卷端云
安永九年庚子四月望 高資達題



石州良民傳序

邇伊蒿子有本朝孝子傳之作，繼與之
會津筑前工佐等諸州亦有孝子良民
之傳梓行于世，使後之讀者有感發興
起，其功于世教不亦偉乎。吾藩祖
空印公封此州以來，百有餘年，其間亦
有孝子淳民，歷々可數焉。而時君褒
賞之，賜以錢穀，雖然無記之者，則往々
闕亡不可復得，見也呼々可憾矣哉。

今、侯及レ襲ニ封ラ夙、夜好ミ學ヲ信レ道ヲ設ニ黌舍ヲ崇ニ教化、其一要在下明ニ人倫、厚ニ風俗、世一是以邦、內靡然、從レ風孝、子淳、民之徒連一年、俯見、侯誠、好ニ其善、行ヲ賜ニ錢穀、免ニ租稅、視レ諸前、代其、賞賚、最一優矣、然レ及レ詳ニ其懿、蹟之、實而、僅ニ存有、司之、日曆、或ハ出レ郡官之、劄記、者統、紀紛、々不、能レ見ニ其委、曲也、今一茲安、永庚子、春執一政大、天議、事之、餘深ク、嘆ニ其、派没、遂ニ命余、伯一、篤本、以ス、輯レ、錄之、事、余、固

陋疎、拙以、不レ堪ニ其任、固一、辭而、不レ許於、是、歷ニ視シ、史一、簿旁、諷ニ郡吏、招レ、撫シ、其遺、漏ヲ、考ニ、索、其顛、末幸、而得、六一、十餘、人、遂、記ニ之、梗、槩、題曰、若一、州良、民傳、余竊、謂フ、如ニ此數、十一、人、則草、堅之、細一、民未、嘗テ、知ニ學而、能レ之、此、雖、天性、民彝、之所、固一、然而、上者、自レ、非有、嘉、其志、旌其、行則、何ヲ、以得、施ニ、令名、於一、闔國、而誘、後人、乎、然レ、則、彼亦、生ニ、吾、侯、好ニ、善、而一、已矣、余、素一、拙不、文、採ニ、笑於、大一、方也、固

世而^レ比^{スル}使^ニ此^ニ數^一十^一輩^之懿^一行^ラ幸^ニ不^レ朽^一則
彼^一此^一之間^一豈^一又^一足^ン為^ニ之^一輕^一重^ヲ乎^一見^レ余^カ所^ニ
以^レ不^レ顧^セ也

安永九年庚子夏

塩野伯篤序



吾州良民傳卷之一

奥田繩村又五郎妻

熊川村興七

桶屋孫十郎

早瀬浦彦左衛門

佐渡屋彦九郎

上野木村三郎五郎

有田村彌助妻

敦賀大兼寺能登屋宗信唐人橋町五郎右衛門

玉川屋八左衛門
 角楚七兵衛 池田次右衛門
 上竹原村庄五郎
 神野村助左衛門
 塔邊町興次兵衛女なつ
 日引村三郎兵衛

若川良民傳卷之一

奥田繩村又五郎妻



遠とほ敷い下しも中なか郡ごほり奥田おくた繩村なづかに又五郎といへる賤民あり。
 兩ふた親おや又五郎天婦子てんぷし只ただ貳人家内すべて六人なり。又
 五郎が妻其舅姑いもうとに事ふること孝にして、殊に舅姑
 ととももに病み、其天又五郎も亦煩ひ、子共は幼いし、
 さされれどども其妻壹人にて日夜能はたらき、父母夫の
 心抱こころを盡さざる事なし。正徳乙未の年五穀賣の
 らず、民飢るもの多し。故に國君郡吏に命



じて飢民に食を賜ふ事あり。又五郎が妻も其食を
 請ひ受て、舅姑夫に備へ、其餘れるを幼児に與へ、
 おのれは少も食はず、唯野菜の類のみを食とし、
 終に只に饑に免かる事を得たり。其事 しきやくしに 政府
 に達せしかば同年六月米を給はりて、其厚き志を
 あはれみ賞せらる。郡官ことに心を用ひ、其賜よ
 ののあだに贖ざる旨を深く諭戒せり。後また又五
 郎が二子ふたりのこ兄多病なれば終に家を継ついでせ、新たに田地
 属して耕さしめ、猶比季婦の後たの継ん事を嘆きて、

享保十年の冬

麿に乞ふて米を興へしむ。

熊川村興七

遠敷上中郡熊川村に興七といへる農民あり。父母妻及び貳人の兒を養ふ。家極めて貧しく、常に日傭をなして生業とす。うまれつき孝にして父母に事へて専ら心を盡す。家甚狭くして居を同うしがたし。故に逆きあたりのものに自^己をかりて二親を別に居らしむ。至^至て貧しけれども、親の事に於ては衣服飲食をはじめ身に便^便するものことこと

く備へずといふ事なし。平生外に儲はれあるき、假^假初^初にも家に歸れば、先其父母の起居を伺ひ、いかほど疲れ苦しむといへども、団^団夕^夕定^定省^省の行ひ少も怠^怠る事なし。朝^朝夕^夕の^{つれづれ}に^はは^は大^大が^がた^た父^父母^母を^を我^我家^家に^にむかへ、^{むか}を^を備^備へ、終^終日^日の^の限^限り^り精^精し^しみ^みを^を極^極めしむ。興七が妻は食事を備るのひまには山に入木を伐り、^この^の中^中を^を賣^賣て^て朝^朝夕^夕の^の費^費を^を助^助く。よろづの物おのれが方へあしきものを取其^其善^善き物を養^養らみ親の所に備ふ。夫婦ともに其^其誠^誠を^を盡^盡す。此^此のみにかぎ



らず。常に郷里の爲に稱せらる。其後父老善して
母と睦じからず。互に相争ふ事度々にして知らが
ず。與て其父を引て己が宅に歸り母を別宅に養ふ。
市令マシノリノシラこれを知りて其孝行の模様を属吏のものに尋ぬ。
吏トウが云、此頃與てが隣の人の説を聞きに、嘗ナ其父與て
を叱りて云、汝我を養ふ事如斯かくのごとく心を勞して滋味を
す、め汝は飽食を食ふ。何を汝が食ふ所の飽食を
我にす、めざるやといふ。是證據となすべき處な
りと告ぐ。市令其始終を詳つとまかに
邦目に達せしか

ば米數石を賜ひこれを便賣し給ふ。千明享保六年
丑の年の事なり。

桶屋孫十郎

越前敦賀(若州の封内なり)の町に孫十郎といふも
のあり。父を善五郎と云。子四人ありて孫十郎は
其次男なり。長子某家を繼て父母を養ふ。孫十郎
は幼きより同邑の桶屋某に養はれ、其業を習ひ桶
造る事を購とす。漸成長するに従ひ日に其實の
父母を慕ひ、みづから奉養せざるをうらみ、其養



父に願ひ養子となりて具辨をつぐべきものを又ら
み、これに託して養家を継しめ、おのれは十間町
の赤にゆづかなる家を借り養父が方へも親しく出
入り傳へし桶造る事を業として實父母に事ふ。兄
の父母に事ふるさまおこたりなしといへども、か
のかたにありては夜盡のつかへ猶心にあきたらず
我りたにゆへて日夜力を盡して事へ度由を兄に告
終に父母を己が宅へ引とり養ふ。兄も亦折々の食
物をおくりて共に養ひける。母まもなく亡び其季

養の盡ざるを痛み悲しも事人に過たり。これより
二度魚肉を食はず獨り老父に事へて孝を盡す。家素
より貧しけれども其親に事ふること少もおとるへ
ず。常に町匠をめぐり桶を造りて其價を以て親を
養ふ。いつも晝に起きて食物を調へ老父が一日の食
に備へ其後出行。歸る時には珍らしき菓物の鮮
魚やうのものを携へ來りて老父に進む。老父も其
苦勞をあはれみ度々其事をやめよといへども終
に少も改めず。父糖を好めば常にもちを求めおき



又はわづかづゝ、搦てすゝむ。家益^{まさ}食しく、夥^{おほ}美^{うつく}など
 い小物だもつゞきかぬる體なれども、老父に於る
 其誠をつくせり。夜中も安くいぬず。一夜に二三
 度も父の寢所に至りて安否を伺ふ。夏の夜は蚊帳
 を乘りて父を寐^ねしめ、おのれは蚊帳の外に臥^ふける
 まゝ、處^{ところ}の人云^いはるは蚊帳小き故にかくするにや。
 想ひに蚊の苦しみ實に忍び難がるべし。何を同じ
 蚊屋には臥さぬせといへば、孫十郎對^{こた}ていへるは
 我家食しければ睡蚊屋一張の外なし。若同じ蚊帳

に麻あばあやまつて我守足ああけて一度親の類いにふ
る、事あらば具罪いかばかりせや。せれよりは致
張の外あにありて安く麻あること勝れり。具上某一日
馳廻るゆへに夜は疲れあて致いにさへる、をも苦まず
といふ。聞きもの感あぜずといふ事なし。如か斯ごとなる事
数年。人皆孝子と稱すれども、おのれ、いさへか
も孝を知らず。只日夜つとめて足らざるとのみ思
へり。生れつき算あれに少も人に門あり従ふことな
し。桶の輪あを結あれにも一度價あを定めては其價あをい

つまでも變ゆる事なし。人偏あなりといへども願あみ
ず。後には人其辛直なる事を稱あせり。孫十郎中半
に至れども羨あなきゆへ、所あのもの相謀りてすへむ
るといへども、孫十郎うけがはずして云、具も妻
を娶りて老父が養育のたすけをもさせ度思へども
他人内あに入れれば必あ骨肉あの如くにはあらめものなり。
方一親の心に叶はぬ時は甚安からず。又させる利あ
もなくてみだりに追出すべきにもあらず。ゆへに
迎へるに心あなすと感あふ。其心を用ゆる多く此類あに

り。其孝順人知らざるなし。郡官つとむら許に 邦君に
達す。享保十年乙巳の秋大に其孝を賞せさせ給ひ
米數石を賜ひ其誠を旌たてまつさる。この時孫十郎四十二
歳を父に十九歳なり。孫十郎其賜ものを并し納み
づから安からず思ひ傍かたわらの人には告つて云。其父母を養
ふ只力を盡すの足らざるを愁うれゆるのみなり。何ぞ
孝行とするにたらんや。然るに 邦君聞し召あ
やまらせたまひかまいた悉くも御幣を給ふ。我其ゆへを知
らず。因よて其兄を招き賜ものを分ち興へんといふ。

兄が云。この川波が誠孝をあらはさんが爲に 邦
君の給はる所なり。我に分るものにあらざといふ
て固く受ず。故に家に藏め置。日々は老父に丁々
む。ある人すゝめて云へるは今賜ふ所の米を置家
に頼み年々息を倍して永く家の資たすかとせばよからん
といふ。孫十郎きかずして云。是 君の賜ものな
り。何ぞ他人に属して利を貪るの道理あらんやと
いひて、一粒も他人に分る事なし。其志の尊きお
して知るべし。



早瀬浦彦左衛門

三方郡早瀬浦彦左衛門は其浦の長なり。其主人
を感^{いづこも}の心あり。享保十二年の冬より翌の春に至り
年豊ならず且漁獵たへてなかりしかば浦中飢る者
多し。彦左衛門是を哀れみ米穀若干を出して是を
救ふ。此事 君聽に達しければ、其志を感じ給
ひ金十疋を賜り彦左衛門が家長く帯刀をする事を
免し給ふ。其後享保十七年の冬より翌春に至り海
あちて漁獵久しくなかりしかば浦中飢るものすく

なからず。此時は二代目彦左衛門なりしが、父が
志に劣らず此事を深くなげき、亦米麦塩噌の類ひ
己が家に貯へ置くものを悉く出して是を救ひしか
ば飢死に及ぶものなかりき。此事 刑官に達せ
しかば享保十八年の春父以来の志を賞せさせ給ひ
金五百疋を給ひ、又其官位の能を免し給ふ。

佐渡屋彦九郎

小濱町佐渡屋彦九郎といへる者、年ころ其主人
某に能仕へひ招給らず。家すぐちて負しけれども



其心をつくせる事の至れるを人稱せざるはなし。
 今年米價（高）貴にして殊に困苦の自様官廳に達せし
 かば其平生志のあつき且貧困をあはれませ給ひ享
 保十八丑のとし正月米數石を給ひぬ。然るに其忠
 誠鮮なる事傳はらず惜哉。

上野木村三郎五郎

遠敷上中郡上野木村三郎五郎は家甚貧しく、持
 てる田地の高ゆづかに六斗ばかりなり。故に岸に
 人に雇はれて生業とす。人となり貞（ちか）諒（りやう）にして老

に事へ至季なり。何方へ出る時にても母に告て
歸る時も亦母を告ぐ。歸るさにはいつとても土
産の物を調へ來りて是をすゝむ。野山へ出る時と
いへども菓の類をとり來りてすゝむ。常に妻に
も此事を示しぬる故、妻も亦夫が季行にならひ他
へ出て歸れば母家土産をすゝむ。三郎五郎幼き子
共あり。ゆへに母はすゝむる菓子類母又其孫に
分ち與ふ。三郎五郎これを夏ひ、牧子の家にあら
ざる時又夜に入て子共の寝める後を見はからひ



其粟子を出して母にすゝむ。田畑へ出るに晝食を
持たる時は先ま分わち残のこしおき歸りて母にすゝむ。寐い
る時は具しん所を安んじ、寒夜には母をして先ま寐い
せしめ、三郎五郎夫婦其左右に臥し、其寒を掩ひ
小せぎ、終よ夜す交る交る安否を伺ふ。享保十八年の
春若州五穀不熟して國中飢んとする者多し。故に
政府是を議して令を下し貧しく飢るものを等らに記し
さしめ具人を郡官に召よてこれに食を賜ふ。三郎五
郎も素より飢るものゝ中にあり。此時里胥の許へ

行告て云、某が母は命いに旬に餘り余命終程も有べか
らず。然るを飢人の簿に記るさせ有あ司しの見給ふ所
へ出いし尋たかしめをうけさせん事誠に忍びざる所
。竊くは母ばかりは箸を拂き給はるべし。我家
族八人あり。其内一兩人はたとひ餓死するとも
治まる所の御米にて老母壹人を養はん事は難き處
にあらざといひて、もきりに張面を除かん事乞
ひ。望のぞみ其志を養とすといへども役が貧困のあ
りさま、もし張面を除かば餓死也元なしと相議し

強てこ小をすゝめ、終に帳に記さしむ。三郎五郎
 やむ事を得ずこ小を肯ひ自ら老母を負ひ其改むる
 場所へも出ぬ。此事悉く邦君に達せしかば
 其孝状を感じ給ひ、米教石を給ひて褒賞せらる。
 時に享保十八年丑正月の事なり。

白田村彌助妻

彌助は遠敷上中郡白田村の賤しき民なり。家極
 めて貧し。弥助が妻其姑に事へて孝なり。姑今年
 八十二歳に及ぶ。老病にて久しく煩へるに、彌助



け豊崇に心を盡し、養ひ育む事至らざる所なし。
 食事のごとき糝羹の類ひまでも、其能ところを姑
 にすゝめ、おのれはいつとて悪しき所を食ひ。
 茹齒あしくなり食物をかむ事をくるしめば自ら何
 にもも噛み口づからこれですゝむ。姑死に至るま
 で其奉養少も懈らず。姑も大に其志を説び未、期に
 至りて学を合せ嫁を拜み終りしとなり。此事
 政府に達せしかば米若干を給ひて其孝を旌はさる。
 于時享保十八年丑二月の事なり。

敦賀大衆寺 能登屋宗信

唐人橋町五郎石衛門

享保十七年子の秋より米價俄に貴く、越前角鹿
 港中の貧民飢に及ぼんとするもの多し。時に裏門
 町大衆寺の住持これ水を哀れみほげき、子の冬より
 翌丑の春に至り日々に町中を詠鉢し、得る處の米
 を悉く粥に焼き日毎に餓るものに施し救ひ。御所
 江戸町能登屋喜兵衛父宗信といへるものも、同志
 の者八人を催し、日々に町中を勸化し、其受る所



270



271

の米穀を以て貧困のものを救ふ。又唐人橋町^{きやうぢやう}の保屋五郎右衛門も此時心を盡して働らき町内の餓るものを救へり。皆とも乞^こせすといへども其義氣慷慨ひとしきものなり。此事 知君聞し召
 享保十八年丑二月大塚寺に金五百疋、宗信に金五百疋、并若狭編織疋、五郎右衛門に金貳百疋を賜ひ、共に其志を賞せらる。

玉川屋八左衛門

越前敦賀十間町の坊町^{ぼくぢやう}に玉川屋八左衛門といふ



ものあり。岸に律義にして其勤をはげむ。天住義
を好み町内の貧しきものを憐み、地子銀など納め
難きものあればおのれが財を出してこれをたすけ
て懐はしむ。元文未申の比海路久しくあれて商船
の角座へ来る事まじなり。故に港中の貧しきもの
産業を失ひ大に苦しむ。されば街々公へ告て
救ひを請ふ。幕府のものども八丘衛門へ此事を相
議す。八丘衛門が云十間町はすぐれて貧なる街な
ればたとひ御救ひの米を乞ふとも他日 上へ還

し納るの術なかるべし。其時に至らば我是を救ひ
の外なし。しかれば今 公所へ訴へて其上を勞
せしめんよりは外にて借りて街内に分ち借さんに
はしかじといひて、つひに奉行所に請はず。豪富
を頼みてみづから金銀を借りて同街の貧民を救ひ
皆其義を感じ能はざるものなし。後に八丘衛門病
身になり、其役を退かんと願ふ事あり。街内の者
是聞今八丘衛門を失はば街内の患非るべからず
といひて、相ともに八丘衛門が宅に來りて歎くこ

とかなりける。八正衛門が同街の心を待たること
 炭を以て知るべし。此事 君侯罷し召出ししかば
 元文五年甲六月米谷干を賜ひ、其志を輔せらる。
 角笠ヒ兵衛 池田次右衛門
 角笠ヒ兵衛池田次右衛門は越前敦賀港の豪家な
 り。元文未申の比、凄涼風潮あらく高船たかふねの來る事
 驗年かぎねんに大に劣水り。故に阿中あちゆう輕きものともすぎゆ
 ひを矢ひ飢に及ぼんとする者多し。ヒ兵衛次右衛
 門是を聞て深く歎き、我善ふる所の米粟こめとこ若干せきげんを出

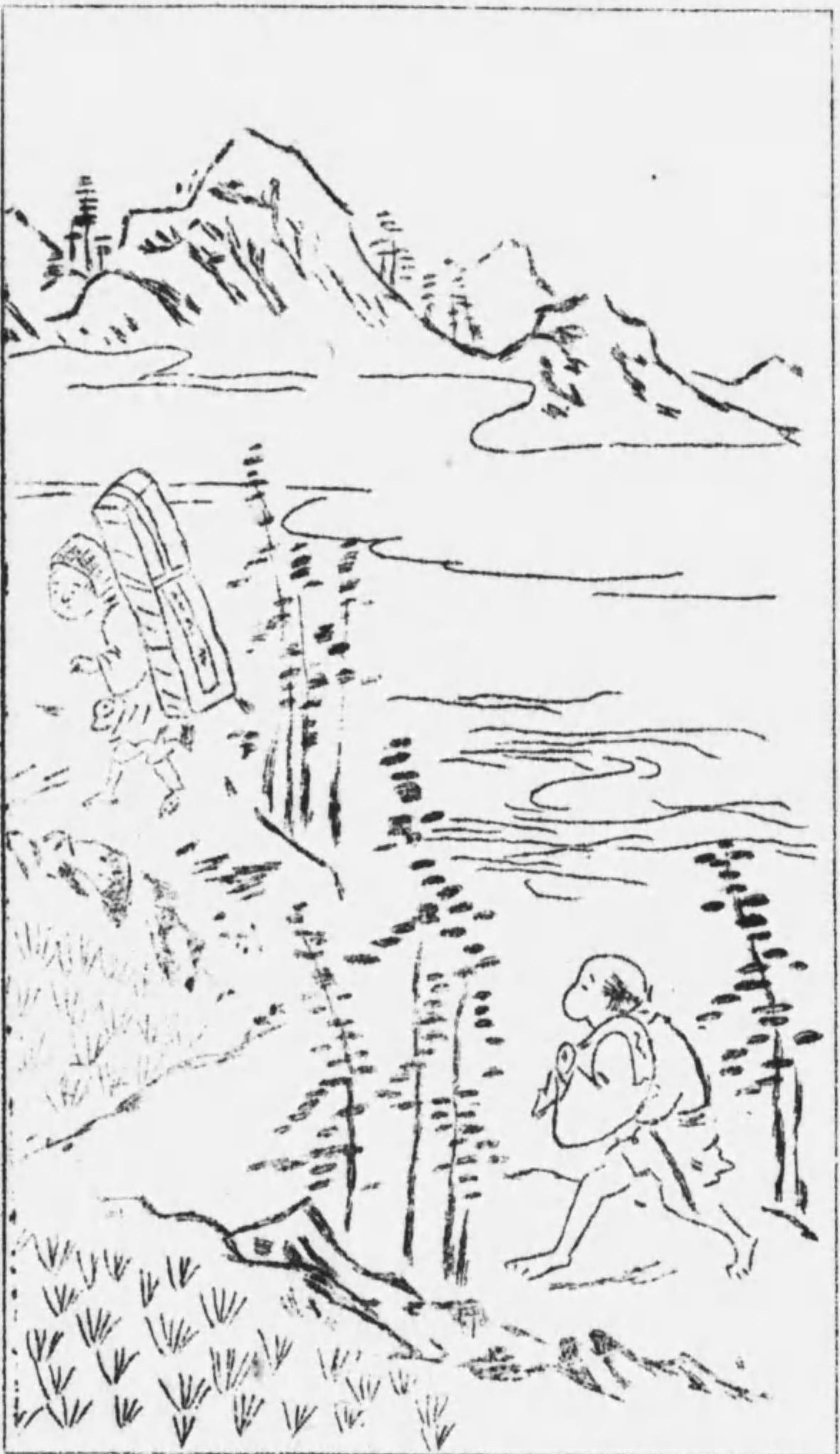


して分ち借して是を救ひ、尤其息をとる事なし。
元文申六月其義を賞せら申、絹壹疋鮮魚とを貳人
に賜ふ。又此池田大石衛門が慈惠なる此一事に限
らず。岸に人の艱難を救ひ、或は金銀を貸すとい
へども、敢て息を貪らず。國中具徳音を稱する事
久し。此事 君龍に達し、安永二年己十月金十
疋を賜はりて是を賞せらる。

上竹原村庄五郎

遠敷下中郡上竹原村に庄五郎といふ者あり。年

比城中當直の士人の薪水を勤る下卒なり。或時它
の邊りにて金若干を拾ひたり。庄五郎人となり貞
諒なるものなりしかば、何とぞ落せし主を尋ね返
し與へん事を思ふに、其日六十六部といひて諸川
を廻る僧の通りけるを思ひあたり、きはめて彼も
の、落せしならん。いかにもして追付表さばやと
思ひ、後を慕ひ追かけ行、数里にして石の僧にお
ひつき、しかしかのよしを語りて尋しに果して彼
もの、落したるに違ひなかりしかば、石の金を出



して返しぬ。借ことの外悦ひ深く其志を感じ返せし金の半ばを分ちて興へんと云。庄五郎不肖して云。果もし金を欲するの心あらば何ぞ追付て返すの理あらんやと。固く辭して受けざりしとなん。此事 政府に聞へしかば彼が其獻なる志と年比の律義なるを賞したまひ、寛保元年酉八月九日米若干を賜ふ。

神野村助左衛門

大飯郡神野村助左衛門といへる者は年久しき里

長なり。主^ま領^{りやう}律^{りつ}義^ぎにして一^{ひと}邑^{ちやう}は口^{くち}に及^{およ}ばず隣^{りん}邑^{ちやう}
 の老^{らう}といへども彼^かがいへる事^{こと}用^{もち}ひずといふ事^{こと}なし。
 孝^{かう}の言^{ことば}にいふ。凡^{たゞ}そ百姓^{ひやくしやう}は
 公^{こう}へ租^そ税^{ぜい}を奉^{ほう}る事^{こと}
 オ一の要^{よう}なり。又^{また}官^{くわん}長^{ちやう}より出^いる所^{ところ}の夫^{おつ}令^{れい}大^{たい}切^{せつ}に眞^ま
 み守^{まも}りて怠^{たい}らぬやうにすべし。其^{その}他^ののことはたと
 ひ愚^ぐ家^かなりといふとも寛^{かん}恕^{じゆ}し給^{たま}ふ所^{ところ}なり。且^{かつ}争^{せう}訟^{そう}
 のこと極^{ごく}めて固^こく禁^{きん}ずべき處^{ところ}也^{なり}といひて邑^{ちやう}民^{みん}を諭^ゆ
 戒^{かい}せり。一^{ひと}邑^{ちやう}の内^{うち}すくれて負^おしく食物^{じよくぶつ}もつゞき難^{がた}
 きものあれば己^{おのれ}が家^かにおさめ置^おきたる米^{こめ}粟^{あは}を贈^{くわ}り



てこれを購れむ斯る故に屋中其志を悦び其恩に感
じ、属づの事助左衛門が心に随ふ事水の卑きに属
がごとし此事郷黨博へ構しつひに政府に、達
せしかば寛保二年七月十九日米数石を給ひて褒揚
せらる。助左衛門此命を承はり刊へ歸りて里
人に云、我畫らずも村中の恩忘を以今日辱も賜物
を下し給ひ。其奥に尺寸の功なくしてかゝる恩恵
に逢ふ事勿體なき事なり。村中ともは流ひ給はる
べしといひて賜ふ處の米を倍して村中へ贈り與へ

しとほん。其身上豪富といふにもあらず。や、貧
しからぬといふ程のものなりき。

悟場町與次兵衛女房

越前敦賀三日月町五左衛門が下女房つといふも
のは、塔場町與次兵衛が女房なり。ある時東町とい
ふ所にて紙布に入たる金五兩を拾ひたり。なつ歸
りて直に其金を主人五左衛門に預け、何とぞ落せ
し主の知れん事を頼ふ。日をみれば主出ず。因
て主人五左衛門右の金をなつが父與次兵衛に渡置



んといい小。興次兵衛が云、其身分賤しければ金を
 置べき所もなし。幾はくは落せし主知る、までは
 其まゝ預り給はれといひて受ず。しばらくありて
 天屋即右衛門が商客越前三國笹原孫兵衛といへる
 者落せし事明白に知れしかば、右の金子をゆたし
 返す。此事公所に達し其志の奇特なるを賞せ
 られ、米若干を賜ふ。時に寛保四年二月の事な
 り。

日引村三郎兵衛

三郎兵衛は大敵御日引の農民なり。品行直諫
 にして善氣あり。郡中に内藏といへる一保の寒御
 あり。兵甲に又分つて與セケ利といふあり。三郎
 兵衛平生此村々の者と親み深く素より氣概なる者
 なれば此村々の貧しき者共の家裏の事を詰まら
 引受、萬づ信切に謀りて其生計をなせしむ。寛保
 の比此邑々猪鹿多く出て五穀を食ひ、果は木の葉
 竹の葉の類いまでも食ひ盡すに至る。邑民の憂い
 小斗なし。しかる故に邑々のもの共並困窮し三郎



兵衛が方へ、債を償ひ、スは息を贈る類ひの事一切な
す事あたはざる事累年ほり。されども三郎兵衛一
言此事に及ばず。前のごとくに謀りて其民の産を
破らざるやうにと心を盡す。三郎兵衛が一族共是
を見てとゞめて云、吾人如斯く債を償はざる事積年
なるに前のごとくに手り給はゞ恐らくは終に御身
の家を失はぬんことほかるべからず。願くは少し
く思慮有べき處なりといふ。三郎兵衛聞て、各の
宣小所理也といふべし。然るに某が家財の事を熱

思ふに昔よりかゝる身の上にあらず。元早殿にし
て貧かりしが、此臣々の家資の事を肯ひ聊の息を
我家に納る、故に今如斯の身と成れる也。されば
たとひ今より後村の人々會計をなさず債を償はず
して、此が爲に我家衰へ産を失ふに至るとも、昔
の身と思はゞ何の恨る所あらんや。故に某が見せ
し後も願くは子孫永く利民の爲に相謀る事怠らざ
らんを思ふのみ。此一言を遺言と思ひて忘るべし
らすといひて、聊も顧慮する意なし。世人是を楯

377
247

し終に官府に聞ゆ。仰君此志を感ぜさせ給
ひ延享元手子十一月米數石を賜ひて褒賞せらる。

岩州良民傳卷之終

終

